# 量水器( ø 75 電子式等) 購入仕様書

1. 物品名称及び数量

たて型軸流羽根車電子式量水器(新品)及び隔測器(10mコード付) はん用(統一型) 鉛レス銅合金製 **φ75** (伸縮補足管付) **8台** 

※「たて型軸流羽根車電子式量水器(はん用(統一型)鉛レス銅合金製)」は「電磁式量水器」に代替することができるが、その場合は見積書にその旨を記載すること。

# 2. 購入物品の特質等

- (1) JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部:一般仕様) JIS B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター 第2部:特定計量器仕様) その他、関連する関係法規及び適用規格等に適合するもの。
- (2) 量水器の計量特性は、次のとおりとする。

項目	数值
計量範囲(Q3/Q1)	100 (以上)
定格最大流量(Q3)	63 ㎡(以上)
転移流量(Q2)	1.0 ㎡(以下)
定格最小流量(Q1)	0.63 ㎡(以下)

- (3) 最大表示量は 999,999 ㎡、最小目量は 0.001 ㎡とすること。 また、納入時に、隔測器の桁数を報告すること。
- (4) 量水器本体及び伸縮補足管の塗装は、省略することができる。また、フタは青色とする。 ただし、ダクタイル鋳鉄製の伸縮補足管は、内外面エポキシ樹脂粉体塗装を施し、色は 灰色とすること。
- (5) 両端は  $\phi$  75 mm上水フランジとし、各部寸法については従来型(たて型軸流羽根車量水器)との取替が可能であること。
- (6) 伸縮補足管流入口に、異物の流入を防ぐステンレス製のストレーナを設けること。
- (7) 量水器の積算表示は、液晶デジタル表示とし、液晶部は水分等の浸透を妨げる材質を使用し、水滴の付着によるくもり、電池切れの発生を防止すること。
- (8) 量水器本体及び隔測器は、同一メーカーのものとすること。
- (9) 口径及び当センター指定の量水器番号を、本体、フタ及び収納ケースに表示すること。 ただし、量水器本体に表示できない場合は、本体に表示されている製造番号と当センタ ー指定の量水器番号とを、紐づけできる資料を提出することとする。
- (10) 1回の納品で納入される量水器の検定有効年月は、すべて同一とすること。
- 3. 付属品について

量水器 1 台あたりの付属品は、下記のとおりとする。

- (1) ステンレス製フランジボルトナット 8本
- (2) フランジパッキン(3 mm厚)全面 R F 2 枚

#### 4. 提出書類

提出書類は、下記のとおりとする。

- (1) 納品書 1枚
- (2) 量水器成績表(以下の項目を記載したもの) 1部(データ送付を可とする。) 接続する給水管の口径、型式承認番号、検定有効年月、試験水圧、量水器番号、器差等。 ただし、量水器番号及び器差以外は一括記載可。
- (3) 量水器本体指示部のカラー写真(任意の1台で可、明瞭に撮影したもの) 1枚

#### 5. 納入期限

令和8年3月6日(金)

- 6. 納入場所及び納入時の注意事項
  - (1) 納入場所は、八尾市光南町一丁目4番30号 八尾水道センターとする。 なお、納入しようとする日の1週間前までに必ず担当者に連絡のうえ協議すること。
  - (2) 物品の運搬及び搬入等に要する一切の機材、役務及び費用は受注者の負担とする。
  - (3) 納入時刻は、午前10時~正午又は午後1時~5時とする。

### 7. 保証等

下記に該当する場合は、納入者の責任において補修又は新品と交換するものとする。

- (1) 納入後1年以内に、量水器そのものの瑕疵に基づく異常が生じた場合
- (2) 電源装置は、交換不能な電池電源とし、通常使用状態において8年以上の間、量水器(隔測器を含む。)が正確かつ確実に機能しない場合

## 8. その他

- (1) 納品に際して発生したゴミ等に関しては、受注者が処理、清掃をおこなうこと。
- (2) 本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によること。
- (3)納品時、量水器交換時に回収した古い隔測器を、納品数と同数引き取ること。